

# 亜細亜友之会外語学院学則

## 第 1 章 総 則

(基本理念)

第 1 条 本校は、言語が理解とコミュニケーションの架け橋であると信じ、日本語教育を通じて文化交流を促進し、国際的な視野を持つ優秀な人材を育成することに尽力する。高品質な日本語教育を通じて、生徒が高いレベルの日本語能力を身につけるだけでなく、日本文化を深く理解し、異なる価値観を尊重し、互いの調和精神を重んじることを大切にし、両国の友好関係の架け橋となることを目指す。

(目 的)

第 2 条 本校は、日本語教育を通して以下に掲げる人材の育成を目的とする。

- (1) 生徒が日本で生活し、仕事をするために必要な聞く、話す、読む、書くの四技能を全面的に向上させ、実用的な日本語能力と高いレベルの言語コミュニケーション能力を身につけることを支援する。
- (2) 日本語学習を通じて、生徒が日本の文化、社会習慣、価値観を深く理解し、異文化交流を促進することを目指す。
- (3) 日本での進学を希望する生徒に対して、確かな言語基礎と高水準の日本語指導を提供し、高等教育機関にスムーズに進学できるようサポートする。
- (4) 日本での就職を希望する生徒に対して、ビジネス日本語のトレーニングを提供し、日本のビジネス環境に適応できるよう支援する。

(名 称)

第 3 条 本校は亜細亜友之会外語学院という。

(位 置)

第 4 条 本校の位置を、東京都北区王子二丁目23番1号に置く。

## 第 2 章 教育課程、入学期、修業期間、収容定員及び休業日

(教育課程、修業期間、収容定員)

第 5 条 本校の教育課程、修業期間、収容定員及びクラス数は次のとおりとする。

	課程名	入学期	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第1部	進学2年課程	4月	2年	54	3	4月生…54名
	進学1年9か月課程	7月	1年9か月	36	2	7月生…36名
	進学1年6か月課程	10月	1年6か月	40	2	10月生…40名
	進学1年3か月課程	1月	1年3か月	20	1	1月生…20名
	一般1年課程	4月	1年	60	3	4月生…60名
		小計		210	11	4月生…114名 7月生…36名 10月生…40名 1月生…20名
第2部	進学2年課程	4月	2年	56	3	4月生…56名
	進学1年9か月課程	7月	1年9か月	54	3	7月生…54名
	進学1年6か月課程	10月	1年6か月	40	2	10月生…40名
	進学1年3か月課程	1月	1年3か月	20	1	1月生…20名
	一般1年課程	7月	1年	20	1	7月生…20名
	一般1年課程	10月	1年	20	1	10月生…20名

	小計	210	11	4月生・56名 7月生・74名 10月生・60名 1月生・20名
	合計	420名	22	4月生・170名 7月生・110名 10月生・100名 1月生・40名

(終始期)

- 第 6 条 本校の進学課程は毎年1月、4月、7月、10月に始まり、3月に終わる。
- 2.本校の一般1年課程は、それぞれ毎年4月、7月、10月に始まり、1年間で終わる。  
但し、提携する海外の大学及び高等学校との取り決めによって、6か月間の学習期間をもって修了とみなすことができる。
- 3.前項の期間を分けて次の学期とする。
- (1)第1学期 4月1日から 6月30日まで  
(2)第2学期 7月1日から 9月30日まで  
(3)第3学期 10月1日から 12月31日まで  
(4)第4学期 1月1日から 3月31日まで

(休業日)

- 第 7 条 本学の休業日は、次のとおりとする。
- (1) 土曜日、日曜日  
(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日  
(3) 夏季休業 8月3日から 8月18日まで  
(4) 冬季休業 12月25日から 1月7日まで  
(5) 春季休業 3月25日から 4月7日まで
- 2.校長が必要と認めるときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3.教育上必要があり、且つ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず休業日に授業を行うことができる。
- 4.非常災害その他緊急の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

- 第 8 条 授業終始時刻は校長が定める。

### 第 3 章 教育課程、授業時間数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程、授業時間数)

- 第 9 条 本校の各教育課程の授業科目及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする。

教育課程名	日本語能力到達目標	授業科目	週当たり授業時数	総学習週数	
					総単位時間数
進学2年課程	C1	文法、語彙、聴解1、聴解2、読解1、読解2、記述、会話、メイン	20	76	1520
進学1年9か月課程	C1	文法、語彙、聴解1、聴解2、読解1、読解2、記述、会話、メイン	20	68	1360
進学1年6か月課程	B2	文法、語彙、聴解1、聴解2、読解1、読解2、記述、会話、メイン	20	60	1200
進学1年3か月課程	B2	文法、語彙、聴解1、聴解2、読解1、読解2、記述、会話、メイン	20	52	1040
一般1年課程	C1	文法、語彙、聴解1、聴解3、読解1、読解3、会話、メイン、日本事情・文化	20	40	800

(学習の評価)

第 10 条 学習の評価は、試験成績、出席状況、学習態度等を総合して決定し、5段階評価とする。

(教職員組織)

第 11 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 本務等教員 11名以上(校長(副校長)・主任教員を含む)
- (4) 教員 20名以上(本務等教員を含む)
- (5) 事務統括者
- (6) 生活指導担当者 2名以上(本務等教員の兼任を含む)
- (7) 事務職員 2名以上(事務統括者を含む)

前項のほか、必要な職員を置くことができる。

校長は、公務をつかさどり、所属職員を監督する。

(教員会議)

第 12 条 職務の円滑な執行に資するため、教員会議を置く。

2.教員会議は校長が主宰する。

(日本語教育実施状況の点検・評価)

第 13 条 日本語教育の実施状況を点検・評価するために、校長は教務主任及び事務統括者を中心とした点検・評価委員会を主宰し、実施状況点検・評価を行い、今後の日本語教育の改善と更なる発展に繋げる。

2.校長は、教務主任・事務統括者以外その他の委員を任命する。

#### 第 4 章 入学、休学、転学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第 14 条 本校の入学資格は、次のいずれも満たしていることとする。

- (1) 進学課程は、12年の学校教育又は、それに準ずる課程を修了あるいは修了見込の者
- (2) 提携する海外の高等学校を含む各教育機関からの進学課程への受入は、入学する進学課程終了までに卒業が予定されている者を含む
- (3) 一般課程は学歴制限はなく、各教育機関在学中である者を含む
- (4) 正当な手続きによって日本国への入国が許可され又は、許可される見込みのある者
- (5) 信頼のおける保証人あるいは経費支弁人を有する者

(入学時期)

第 15 条 本校の入学は年4回とし、その時期は1月、4月、7月、10月とする。

(入学手続)

第 16 条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第 22 条に定める選考料を添えて、指定期日までに本校に出願しなければならない。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第 22 条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学、復学)

第 17 条 生徒が疾病、その他やむを得ない事由によって5日以上欠席する場合は休学とし、その事由及び欠席の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2.休学した者が復学しようとする場合、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(転学、退学)

第 18 条 転学、退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第 19 条 校長は教育課程で定められた各授業科目について第10条に定める学習の評価を受けた者に対して、当該科目の修了を認定する。また、別に定める修了・卒業認定規則に則り、各証書を授与するものとする。

(褒賞)

第 20 条 校長は成績優秀にして他の模範となる者は、褒賞することがある。

(懲戒処分)

第 21 条 生徒がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2.懲戒処分の種類は、訓告、停学、退学及び除籍の4種類とする。

3.前項の退学及び除籍は、次の各号の一に該当する学生に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(5) 違法行為や悪質な規則違反、悪質な不正行為、暴力行為、著しいモラルの欠如した者

(6) 重度の精神的または健康的問題により学業に支障をきたし、十分な対応ができない者

## 第 5 章 生徒納付金

(生徒納付金)

第 22 条 本校の各課程の生徒納付金は、次のとおりとする。

	選考料	入学金	授業料	その他	計
進学2年課程	30,000	60,000	1,376,000	148,000	1,614,000
進学 1年9か月課程	30,000	60,000	1,204,000	130,000	1,424,000
進学 1年6か月課程	30,000	60,000	1,032,000	114,000	1,236,000
進学 1年3か月課程	30,000	60,000	860,000	96,000	1,046,000
一般1年課程(4.7.10月入学)	30,000	60,000	688,000	78,000	856,000

(納入)

第 23 条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2.生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月から授業料を免除することがある。

3.特別な事由がある場合、第一項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は、一部を免除することがある。

4.納付金の納入方法に関しては別に定めるところによる。

(滞納)

第 24 条 生徒が正当な理由なく、且つ所定の手続を行わずに、授業料を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合は、校長は当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第 25 条 既納の納付金は原則として返還しない。但し、入国前に入学辞退及び在外公館における査証発給拒否及び入学後の各課程修了前の進学等に関しては別に定める。

## 第 6 章 雑 則

(健康診断)

第 26 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(寄宿舎)

第 27 条 本校の生徒は、その希望により寄宿舎に入寮することができる。

(災害対策)

第 28 条 地震等による災害における対策及び、生徒の学習の継続に必要な措置を実施する。

(細 則)

第 29 条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

## 附 則

この学則は、2025年 1月 1日から施行する。

### 細 則

・課程における成績評価に関する規定	改正
・課程における卒業及び修了に関する規定	改正
・学納金返金規定	改正
・転学に関する規定	改正
・証書及び証明書発行規定	改正
・褒賞規定	改正
・寄宿舎入退寮規定	改正
・災害対策規定	2019年9月1日施行
・生徒の学習の継続に必要な措置	2024年7月1日施行
・学納金納入に関する規定	2024年7月1日施行